

新型コロナウイルス感染症予防接種を受けるにあたっての説明

《新型コロナウイルス感染症予防接種について》

新型コロナウイルス感染症予防接種は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として、令和6年度より予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施されています。

1. 新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性

新型コロナワクチンについては、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究において、新型コロナウイルス感染症による入院などの重症化を予防する効果が報告されています。

2. 他の予防接種との関係

インフルエンザワクチンや肺炎球菌など他のワクチンとの同時接種を希望する方は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。

3. 新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応

接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、発熱等がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック、アナフィラキシー（急性のアレルギー反応）や、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。

4. 使用するワクチン

使用するワクチンの種類については、接種を希望する医療機関へお問い合わせください。

5. 予防接種を受ける前に

（１）一般的注意

新型コロナウイルス感染症予防接種について、この「新型コロナウイルス感染症予防接種を受けるにあたっての説明」をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に医師や看護師に質問しましょう。

十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。（＜注意＞を参照のこと）

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受ける本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

＜注意＞ 説明と同意

新型コロナウイルス感染症の予防接種は、接種を受ける努力義務はなく、本人の意思に基づいて接種を受けるものです。医師の十分な説明に基づく本人の同意がない場合には、医師は接種を行いません。また、接種を受ける本人が、麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、認知症の症状があって正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医の協力を得て、意思を確認することになりますが、接種を希望していることが明確に認められる場合に限り接種できます。（最終的に確認できなかった場合には、予防接種法に基づく接種はできません。）

(2) 次のような方は接種を受けられません

- ① 明らかに発熱（通常 37.5℃以上）している
- ② 重い急性疾患にかかっている
- ③ 新型コロナウイルスワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(3) 次に該当する方は接種前に医師に御相談ください

- ① 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患を有する方
- ② 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害のある方
- ③ 予防接種で接種後2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑われる症状がでた方
- ④ 今までにけいれんを起こしたことがある方
- ⑤ 過去に免疫不全と診断されたことがある方及び近親者に先天性免疫不全の人がいる方
- ⑥ 新型コロナウイルスワクチンに含まれる成分に対してアレルギーを起こすおそれがある方

※「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。

発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- (1) 急な副反応が起こることがまれにあるため、接種後ある程度の時間は、（過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある方や気分が悪くなったり、失神等を起こしたりしたことある方は30分以上）、接種を受けた施設でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合は、接種医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) 接種部位は清潔に保つようにし、接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位を強くこすることはやめましょう。また、接種後に体調が悪い時は無理をせず、入浴は控える等、様子を見るようにしてください。
- (3) 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

7. 副反応が起こった場合

予防接種の後、副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れる、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、接種医師（医療機関）の診療を受けてください。

その他、御不明な点がありましたら保健予防課へお問い合わせください。

8. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種では、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。

極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

予防接種によって健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・医療手当等）が受けられます。

申請に必要な手続き等については、保健予防課までお問い合わせください。

【お問合せ：八戸市保健所 保健予防課 ☎0178-38-0715（直通）】